

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和8年7月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2600023号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2600007号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年10月28日の標準賞与額を6万円に訂正することが必要である。

平成17年10月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年10月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年10月28日

請求期間について、A事業所から賞与(燃料手当)が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し、複数の同僚から提出された請求期間に係る燃料手当支給明細書の写し及び複数の同僚の回答によると、請求者は、A事業所から平成17年10月28日に6万円の賞与の支払を受け、当該賞与から6万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。